## 茨城工業高等専門学校広報委員会規則

( 平成11年6月18日 制 定 )

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、本校の広報活動に関する事項を審議するため、広報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 委員会は、学生、保護者、職員、卒業生及びその他関係機関並びに地域社会に対し、広報活動を通じ本校を正しく認識させることを目的とする。

(審議事項)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 広報活動の基本方針に関すること。
  - (2) 広報誌に関すること。
  - (3) 公開講座の広報に関すること。
  - (4) 行政機関及び企業への広報に関すること。
  - (5) 出版活動に関すること。
  - (6) ホームページの掲載内容に関すること。
  - (7) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び 改善に関すること。(他の委員会等に属するものを除く。)
  - (8) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。(他の委員会等に属するものを除く。)
  - (9) その他広報上、特に必要な事項

(組織)

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 広報室長
  - (2) 副広報室長
  - (3) 副校長(総務)補佐
  - (4) 副学術総合情報センター長 1人
  - (5) 教務主事補、学生主事補及び寮務主事補 各1人
  - (6) 副校長(専攻科長)補佐
  - (7) 副地域共同テクノセンター長
  - (8) 副グローバル教育センター長
  - (9) 各系及び一般教養部から選出された教員(第3号から前号までに掲げる教員の当該各系等を除くことができる。) 各1人
  - (10) 広報室員
  - (11) 事務部長、総務課長及び学生課長
  - (12) その他校長が必要と認めた者
- 2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

- 第5条 前条第1項第9号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、広報室長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副広報室長がその職務を代行する。 (定足数及び議決方法)
- 第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席)
- **第8条** 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (広報資料の管理)
- 第8条の2 本校の広報活動に関する全ての広報資料は、総務課が一元的に管理するものとする。 (事務)
- 第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。 (雑則)
- 第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。 附 **則**
- 1 この規則は、平成10年6月18日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校広報誌委員会規則(昭和50年6月5日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年6月5日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### 附則

- 1 この規則は、平成30年1月18日から施行する。
- 2 学則附則(平成29年4月1日施行)第2項に規定する学科に在籍者が在学するまでの間、この規則による改正後の茨城工業高等専門学校広報委員会規則第4条の規定にかかわらず、在籍者がいる学科からも教員を選出するものとする。

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附即

この規則は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。